

千葉県告示第29号

千葉県休日救急診療所条例第8条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年1月20日

千葉市長 熊谷俊人

1 名称

千葉県休日救急診療所

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

公益財団法人千葉県保健医療事業団

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉県美浜区幸町1丁目3番9号

公益財団法人 千葉県保健医療事業団

理事長 斎藤 博明

3 指定期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで